

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 昨年、父が亡くなったので、高齢の母と長男、二男の私で遺産分割を行いました。遺産分割については、母の面倒をみることを条件として、長男に全ての遺産を取得させる内容でまとまりました。しかし、遺産を取得した長男は、遺産分割の内容に反して母の面倒をみなくなりました。これでは約束違反ですので、私と母は遺産分割協議をやり直したいと思っていますのですが…。

A 共同相続人の全員の同意があれば、あらためて遺産分割協議を行うことはできます。ただし、税務の問題には注意が必要です。むしろ、親の扶養を含めた遺産分割は、ご質問のように大きな問題になる可能性がありますので、親の扶養と遺産分割とは分けて行うことが大事だと考えます。

<解説>

1 遺産分割協議の合意解除の可否

長男が母の面倒をみることを条件として、全ての遺産を取得したにもかかわらず、その約束を反故にした場合、他の相続人は遺産分割をやり直したいと考えるでしょう。最高裁も相続人の全員の同意があれば、あらためて遺産分割協議を行うことができると明言しています。つまり、いったん成立した遺産分割協議を合意解除することは認められるということです。しかし、税務ではこの合意解除に注意が必要です。

2 遺産分割協議の合意解除による税務問題

遺産分割の合意解除によって、法律上の権利関係は白紙に戻ることになりますが、遺産分割によって成立した課税関係、課税原因を相続人の全員の合意だけで消滅させることを税法は基本的に認めていません。

さらに、遺産分割の合意解除によって、当初の相続人とは別の相続人に遺産が帰属した場合、税法では遺産分割の合意解除を相続人間によって成立した新たな契約と捉えます。仮に、長男が取得した遺産を合意解除後のあらたな遺産分割によって二男が取得することになったと想定しましょう。遺産分割の合意解除と言っても遺産の動きだけに注視すれば、長男から二男へ遺産が移転したに過ぎないことが分かるといえます。このような点を捉え、税法では長男から次男へ遺産の譲渡契約が成立したと考えま

す。その譲渡契約において、二男から長男へ適正な対価の支払いがなければ、譲渡契約が贈与と認定され贈与税が課されることとなります。

もちろん、遺産分割の合意解除が常に課税されると判断されるわけではありません。しかし、慎重の上にも慎重になっていただきたいということです。

3 遺産分割協議の法定解除の可否

では、長男が約束に反して母の面倒をみなかったにもかかわらず遺産分割協議の合意解除に同意しない場合、他の相続人は長男の約束違反（これを「債務不履行」と言います）があることを理由として遺産分割協議を一方的に解除できるのでしょうか。

この問題について最高裁は、債務不履行による解除を認めると、法的安定性が著しく害されることから、遺産分割協議を法定解除することはできないと判断しています。

つまり、相続人全員の合意による解除でない限り次男から一方的に解除を通告して遺産分割のやり直しを行うことはできないということです。

4 遺産分割と扶養

以上のとおり、親の扶養を条件とした遺産分割は問題を残す可能性がありますので、例外的な遺産分割の方法といえます。むしろ、扶養については別途協議をすることを基本として考えるのがよいでしょう。遺産分割と扶養は別問題だと認識することが大事かと思われます。

シリーズ 特商法改正（第1回）

犯罪被害者支援の窓口

1 序

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）は、過去、繰り返し法改正がなされてきました。最近の法改正は、平成28年に行われ、関連の政令、省令の整備も調い、いよいよ本年12月1日から施行されます。そこで、これから数回にわたり、相談現場から見た平成28年改正法のポイントについて、紹介してまいります。まず第1回の本稿では、改正法の概要を紹介します。

2 改正法の概要

平成28年改正法によって変更・追加された点は多岐にわたります。そのうち、特に相談に関わるものとして、次のものが挙げられます。

- 役務、指定権利の全面的な見直し
- 電話勧誘販売に過量販売解除を導入
- ファクシミリ広告のオプトイン規制の導入
- 取消権の期間を一部伸長
- アポイントの要請方法の追加
- 金銭の借入等を勧める行為の規制
- 特定継続的役務提供に「美容医療」が追加

これらの改正点について、次号以降、各別に紹介してまいります。

「司法書士総合相談センターしずおか」には犯罪被害を受けた方からの相談も寄せられており、これに対して、事案の内容や相談者の意向に適った解決ができるような助言をしたり、必要に応じて適切な関係機関等を紹介したりといった活動を行っています。

件数としては、平成28年度に頂いた損害賠償請求についての相談252件中48件が犯罪被害に関するもので、前年度の255件中20件と比較して増加しています。

相談の内容をみると、知人・親族からの被害に関するものが19件、それ以外の者からの被害に関するものが25件で、身近な事件に関する相談も多数寄せられました。

相談に対する助言・回答としては、和解による解決のための交渉を提案したものが10件で最も多く、次に訴訟による解決を提案したものが6件ありました。

今後も、犯罪被害を受けた方からの相談にも真摯に向き合い、問題の解決につながるような取り組みを続けてまいります。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律问题でお困りの方、ご活用ください！！